

企業総合補償保険

企業総合補償保険は、企業総合補償特約をセットした普通火災保険です。



企業総合補償保険は企業の財産を万一の災害からお守り

り
罹災時の財物損害はもちろん喪失利益までさまざまな

補償内容をお選びください

財物補償条項

財物を取り巻くリスクへの補償の充実をご希望ですか？

費用・利益補償条項

財物損害に伴う喪失利益の補償等をご希望ですか？

● 財物補償条項と費用・利益補償条項の両方をご契約いただく場合は、費用・利益補償条項の保険料が割引となります。

お支払いの対象となる事故

- 1 火災^(注1)、落雷、破裂・爆発^(注1)**
事務所で火災が発生し、什器が焼失した。
- 2 風災^{ひょう}・雹災^{ひょう}・雪災^(注2) (注3)**
台風により倉庫が破損し、倉庫内の商品が吹き飛ばされた。
- 3 水災** ◆Point 実損でお支払します！
大雨による洪水で事務所が水浸しになり、設備がこわれた。
- 4 電氣的・機械的事故^(注4) (注5)**
過電流で什器がこわれた。
- 5 その他不測かつ突発的な事故^(注6)**
従業員が転倒した際、商品棚に接触し、商品

必要な補償に限定することも可能です。

対象となる事故	プラン①	プラン②
車両・航空機の衝突、水濡れ、騒擾 ^{じょうぶ}	○	○
外部からの物体の飛来・落下、盗難	×	○

保険金のお支払い例

電氣的事故

エレベータの制御盤がショートし、作動不良が発生した。



財物保険金
335万円

機械的事故

機械設備の高圧異常により、機械内部のピストン等が破損した。



財物保険金
310万円

不測かつ突発的な事故

照明器具の熱でスプリンクラーが誤作動を起こし、店内の機械設備、天井・壁に水濡れによる損害が生じた。



財物保険金
1100万円

操作誤りにより、機械設備が破損した。



財物保険金
550万円

します。

リスクを補償します。

ビルディング総合“e”プラン

オフィスビルや店舗を中心に所有する事業者さま向けに特化した環境配慮型プランもご用意しています。

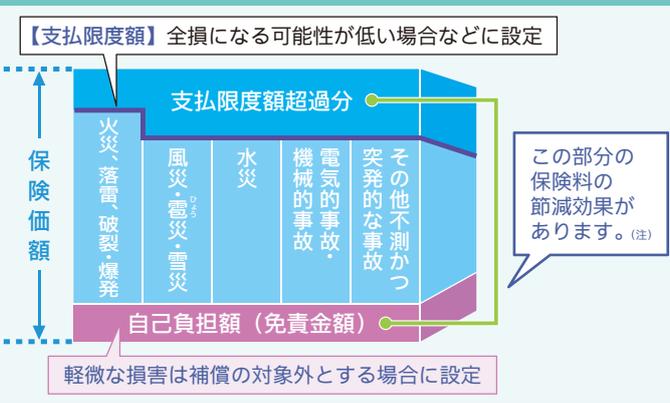
詳細はP7をご覧ください。➡

支払限度額・免責金額

支払限度額や自己負担額（免責金額）を設定していただくことにより合理的な保険設計が可能です。

（注）設定された条件によっては保険料節減効果が出ない場合があります。

詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

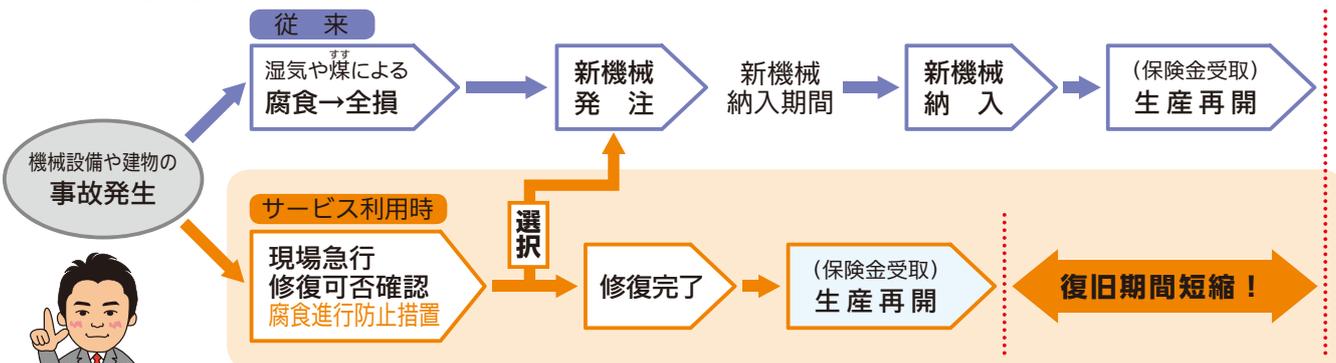


- （注1）地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、破裂・爆発およびその際の延焼損害については、保険金のお支払いの対象となりません。
- （注2）風、雨、雪、雹、砂塵またはその他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災・雹災・雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた場合にかぎります。
- （注3）2の事故について、損害額が20万円に満たない場合は、保険金のお支払いの対象となりません。（ご契約時にこれと異なる自己負担額を設定した場合を除きます。）
- （注4）電気的の事故とは、機械本体または構成部品に不測かつ突発的な外来の事故に起因せず電気により生じた、焦損、炭化、熔融、絶縁破壊などの物的な損害を伴う事故をいいます。
- （注5）機械的の事故とは、機械本体または構成部品に不測かつ突発的な外来の事故に起因せず生じた、亀裂、折損、変形、剥がれ、焼付き、欠損、溶損などの物的な損害を伴う事故をいいます。
- （注6）盗難、騒擾、労働争議、破壊行為、航空機の墜落、車両の衝突、給排水設備の事故による水濡れ、破損または汚損などが該当します。

被災設備修復サービスがご利用いただけます！

被災した企業にとって、早期に事業を展開することは大きな課題となります。損保ジャパン日本興亜の火災保険にはお客さまの事業の早期復旧を支援する被災設備修復サービスがセットされています。

<被災設備修復サービスの内容>



被災設備修復サービスの詳細は専用のチラシをご確認いただくか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

商品概要

財物補償条項

保険金額の設定方法

建物、屋外設備・装置、設備・什器等

再調達価額を基準に保険金額を設定いただきます。



商品・製品等

予想最高在庫高を基準に保険金額を設定いただきます。ただし、プランケット契約・マルチロケーション契約^(注)の場合は、平均在庫高をもとに保険金額を設定いただきます。
(注) プランケット契約・マルチロケーション契約につきましては、P6をご覧ください。

お支払いする損害保険金

●保険金額（ご契約金額）と保険価額^(注1)、自己負担額（免責金額）に応じて下記の算式により算出した額をお支払いします。

$$(\text{損害額}^{\text{(注2)}} - \text{自己負担額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額 (再調達価額)}}$$

※設備・什器等を保険の対象とされた場合、業務用通貨・業務用預貯金証書の盗難について、1回の事故につき1敷地内ごとにそれぞれ次の金額を限度にお支払いします。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

業務用通貨	業務用預貯金証書
30万円限度	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額を限度

(注1) **保険価額**とは、企業総合補償保険の場合は、再調達価額となります。
再調達価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な額をいいます。

(注2) **損害額**は、再調達価額によって算出します。ただし修理可能な場合は、修理費用または再調達価額のいずれか低い額が限度となります。

※商品・製品等の場合は、仕入れ価額での保険金額の設定および損害保険金のお支払いとなります。

- ご注意**
- (1) お支払いする損害保険金は損害額または支払限度額が限度となります。
 - (2) 類似の他の保険契約または共済契約等がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

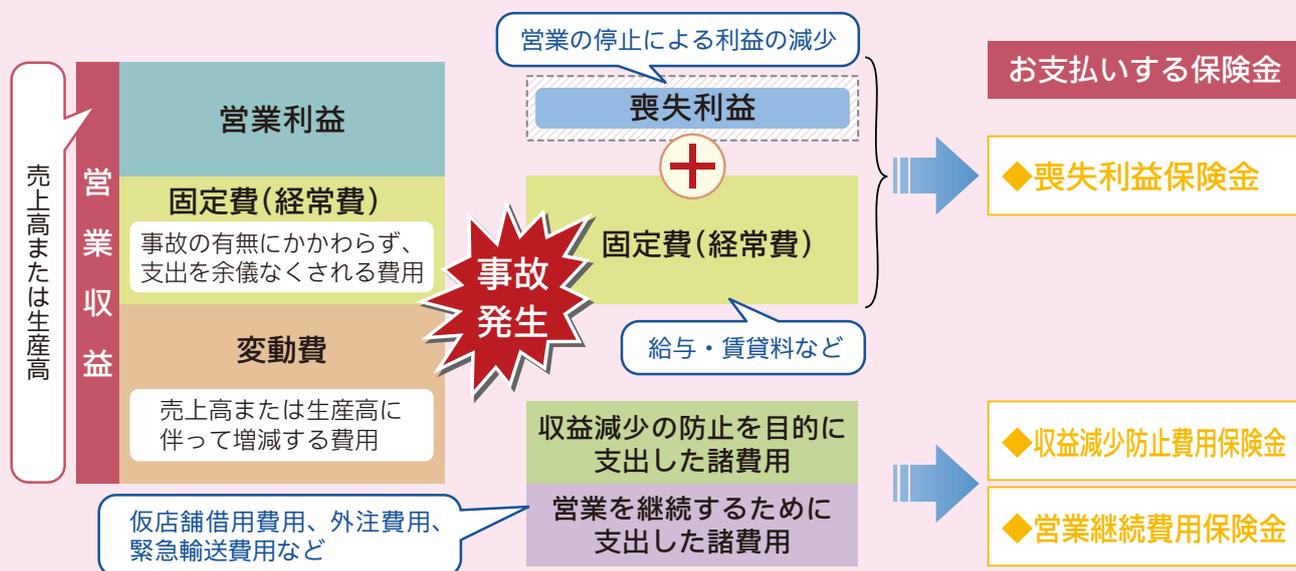
損害保険金のほかにお支払いする費用保険金

臨時費用	被災時には、思わぬ出費があるものです。P①の1～5の事故で、損害保険金を支払うことができる場合において、お支払いします。	損害保険金 × 30% (1事故1敷地内につき500万円が限度)
残存物取片づけ費用	P①の1～5の事故で損害保険金が支払われる場合において、残存物を取片づけるのに実際にかかった費用をお支払いします。	実費 (損害保険金 × 10%が限度)
損害防止費用	P①の1の事故の際の消火活動に使った消火剤の再調達費用など損害の発生または拡大の防止に役立った費用をお支払いします。 ※地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、破裂・爆発の損害防止費用はお支払いしません。	実費 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ (保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は保険価額）からP①の1の事故で支払われる損害保険金の額を差し引いた額が限度)
修理付帯費用	P①の1～5のうち、補償の対象として選択した事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その復旧にあたり、損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。	実費 (1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額 × 30% または 5,000万円のいずれか低い額が限度)
失火見舞費	P①の1の事故（1のうち落雷を除きます。）で他人の所有物に損害を与えた場合（ただし、煙損害・臭気付着損害を除きます。）に、お見舞金等の費用をお支払いします。	被災世帯数 × 20万円 (1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額 × 20%が限度)
地震火災費用	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、一定の要件（P②の「保険金をお支払いする場合の概要」をご覧ください。）を満たす損害の状況に該当する場合にお支払いします。 ※地震保険に加入している場合は、地震保険金とは別にお支払いします。	保険金額 × 5% ただし、保険金額が保険価額を超える場合は、 保険価額 × 5% (1事故1敷地内につき、工場物件：2,000万円、工場物件以外：300万円が限度)

※補償の選択の内容によってはお支払いできない場合があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

費用・利益補償条項

事故発生時のイメージ



費用・利益補償条項では次の保険金をお支払いします。

利益の補償

◆喪失利益保険金

事故が生じた結果、ご契約時に設定いただくてん補期間内^(注1)に営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益について、次の算式によって算出された額をお支払いします。

$$\text{収益減少額}^{(注2)} \times \text{約定てん補率}^{(注3)} - \left(\text{支出を免れた経常費} \times \frac{\text{約定てん補率}^{(注3)}}{\text{利益率}^{(注4)}} \right)$$

◆収益減少防止費用保険金

事故が発生した場合に、被保険者が通常の営業および生産活動を継続するために通常要する費用を超える部分で、てん補期間内^(注1)に生じた額について、次の算式により得られた額をお支払いします。ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に約定てん補率^(注3)を乗じた額を限度とします。

$$\text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{約定てん補率}^{(注3)}}{\text{利益率}^{(注4)}}$$



(注1) 保険金お支払いの対象となる期間であって、事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復旧した時もしくは営業収益が復旧したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、12か月を限度とします。

(注2) 罹災後、営業収益が元通りに復旧するまでの期間中の売上高または生産高の減少額をいいます。

(注3) 収益減少額の一定割合を保険金としてお支払いします。この割合を約定てん補率といい、ご契約時にお決めいただきます。

(注4) 直近の会計年度(1年間)の $\frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$ をいいます。

営業継続費用の補償

◆営業継続費用保険金

事故が発生した場合に、被保険者が通常の営業および生産活動を継続するために通常要する費用を超える部分をお支払いします。ただし、保険金額が限度となります。また、収益減少防止費用保険金または財物補償条項の修理付帯費用保険金をお支払いする場合、これらの額を差し引いた額を営業継続費用保険金としてお支払いします。



利益の補償のみ、営業継続費用の補償のみ、もしくは両方のいずれかから補償を選択していただけます。

※ご契約方法によっては、お支払いする保険金上記と異なる場合があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご契約方法・ご契約条件等

オプション特約

お客さまのニーズに合わせて、次のような補償もお選びいただけます。

地震危険補償特約（財物補償条項にセットします。）

地震もしくは噴火またはこれらを原因とした津波による損害を補償する特約です。

※保険の対象の所在地等の事情により、この特約をセットできない場合もございます。

※居住用の建物にはセットできません。

詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

〈お支払例〉



地震による
火災



地震による
倒壊



地震を原因
とする津波

借家人賠償責任特約 + 借家人賠償責任総合補償追加特約（財物補償条項にセットします。）

被保険者が、賃借している店舗や事務所（以下、借用戶室と言います。）に火災、破裂・爆発や破損など偶然な事故により損害を与え、建物所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する特約です。

また、偶然な事故により借用戶室が損壊し、賃貸借契約に基づいて、被保険者が自己の費用で修理した場合の費用を補償します。

※示談交渉サービスはありません。



水災危険限定補償特約（財物補償条項にセットします。）

水災の補償範囲を限定する特約です。（実損でのお支払いとは異なりますのでご注意ください。）

損害の程度 保険の対象	損害割合 ^(注1) が30%以上	床上浸水 ^(注2) または地盤面 ^(注3) より45cmを超える浸水の場合	
		損害割合 ^(注1) が15%以上30%未満	損害割合 ^(注1) が15%未満
建物	損害額 × 70% × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$	保険金額 ^(注4) × 10% (1事故1敷地内 200万円限度)	保険金額 ^(注4) × 5% (1事故1敷地内 100万円限度)
屋外設備・装置、 屋外設備・装置内 にある動産、 野積み ^(注5) の動産		—	—
設備・什器等 商品・製品等	床上浸水 ^(注2) または地盤面 ^(注3) より45cmを超える浸水の場合 保険金額 ^(注4) × 5% (1事故1敷地内 100万円限度)		

■の合算は1事故1敷地内で100万円が限度となります。■と■の合算は1事故1敷地内で200万円が限度となります。

※類似の他の保険契約または共済契約等がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

※保険金をお支払いするのは、保険の対象に損害が生じた場合にかぎります。

※損害割合^(注1)が30%未満かつ床上浸水^(注2)または地盤面^(注3)より45cmを超える浸水に至らない場合は補償されません。

(注1)「損害割合」とは、保険の対象の保険価額に対する損害額の割合をいいます。

(注2)「床上浸水」とは、居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水をいいます。

(注3)「地盤面」とは、床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

(注4)保険金額が保険価額を超える場合は、「保険金額」を「保険価額」と読み替えます。

(注5)「野積み^(注5)の動産」とは、建物または屋外設備・装置の外にある動産をいいます。



食中毒・特定感染症利益補償特約（費用・利益補償条項にセットします。）

ホテル、旅館、料理飲食店などで食中毒または感染症^(注)が発生し、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失を補償します。

(注) 下表に掲げるものにかぎります。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

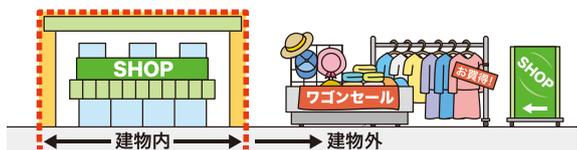


※ご契約いただく主契約の条件などによっては、これらの特約をセットできない場合がございます。また、この他にもオプション特約をご用意しています。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

保険の対象

- 企業総合補償保険でお引受けができる保険の対象は下記のとおりです。
 - ・ 法人所有の「建物」、「屋外設備・装置」、「設備・什器等」、「商品・製品等」
 - ・ 事業目的のみに使用される個人所有の「建物」、「屋外設備・装置」、「設備・什器等」、「商品・製品等」
- 建物または屋外設備・装置に収容されている設備・什器等または商品・製品等の動産は、建物または屋外設備・装置とは別に保険の対象としてご契約いただかなければ損害を受けても保険金はお支払いできません。
- 建物または屋外設備・装置に収容されている設備・什器等または商品・製品等の動産を保険の対象としてご契約いただいた場合でも、保険証券記載の建物または屋外設備・装置の外にある間（消防または避難に必要な処置による場合を除きます。）は保険の対象に含まれず、保険金はお支払いできませんので、ご注意ください。

※建物または屋外設備・装置の外にある動産の補償をご希望の場合は、別途「野積み動産」として保険金額を決めてご契約ください（ご契約プランによってはお引受けできない場合があります）。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 明記物件（貴金属・宝石・書画・彫刻物その他の美術品等で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの、稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類するものなど）等は、保険証券に明記しなければ保険金のお支払いの対象になりませんので必ずご申告ください。

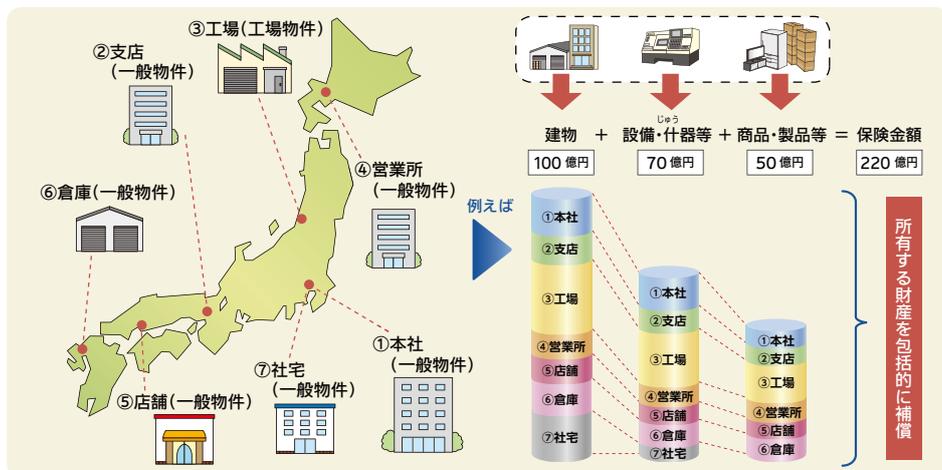


特殊包括契約のご案内 <ブラケット契約^(注1)、マルチロケーション契約^(注2)>

特長1 貴社の（複数）敷地内に所在する財産をまとめて1契約でお引受け！

貴社が所有する物件(工場、本社ビル、支店、営業所、社宅・寮など)を包括して、1つの保険契約としてご契約いただくことができます。

マルチロケーション契約のご契約例



(注1)「特殊包括契約に関する特約」をセットした契約で、1つの敷地内に所在する多数の物件について保険価額を協定し、その額を保険金額として1つの保険契約で締結する敷地内単位の包括保険契約のことをいいます。

(注2)「複数敷地内特殊包括契約に関する特約」をセットした契約で、複数の敷地内に所在する多数の物件について保険価額を協定し、その額を保険金額として1つの保険契約で締結する包括保険契約のことをいいます。

※保険金額は再調達価額にて設定いただきます。

特長2 追加取得物件や在庫価額の変動も自動的に補償されます！

保険期間中に物件の追加や移転などがあっても限度額内であれば一定期間自動的に補償します。

商品・製品等については、保険期間中、敷地内での在庫価額の変動にあわせて自動的に協定保険価額を修正します。

自動補償の概要

保険の対象		自動補償の内容	自動補償限度額 ^(注1)	補償期間	ご通知日・精算日
固定資産	建物、屋外設備・装置、設備・什器等	保険金額の増額分を自動的に補償します。	固定資産と棚卸資産合算で ご契約時の保険金額の30%	取得日から 保険期間の 末日まで ^(注2)	保険期間満了日以降 すみやかに ^{(注2)(注3)}
棚卸資産	商品・製品等	新しく追加された敷地内の商品・製品等を自動的に補償します。 (マルチロケーション契約の場合)	(ただし、固定資産と棚卸資産それぞれについて50億円を超える場合は、固定資産・棚卸資産それぞれ50億円が限度)		保険期間の末日から その日を含めて 30日以内 ^{(注4)(注5)}

(注1) 限度額は追加物件の累計額で判定します。

ただし、長期契約の場合は、保険契約年度ごとの累計額で判定します。

(注2) 長期契約の場合、保険契約年度ごとの始期応当日（最終年度の場合は保険期間満了日）となります。

(注3) 保険期間の途中でご通知いただき、保険料の精算を行うことも可能です。

(注4) 引き続き継続契約をご契約される場合は、保険期間終了日の30日前または継続契約のお手続きを行う時のいずれか早い時期までにご通知いただきます。この場合は、保険料の精算は行いません。

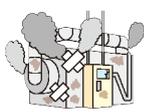
(注5) 長期契約の場合は、最終年度以外は保険契約年度ごとの始期応当日の30日前までにご通知いただき、契約年度ごとに保険価額の再協定と料率の再算出を行います。

詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ビルディング総合“e”プランの補償内容

ビルディング総合“e”プランはビル建物に特化した環境にやさしいプランです。

保険金のお支払いの対象となる事故

✓	1 火災 ^(注1) 、落雷、破裂・爆発 ^(注1)	
✓	2 風災 ^{ひょう} ・雹災 ^{ひょう} ・雪災 ^(注2) (注3)	
✓	3 水災	
✓	4 建物付帯設備等の電気的・機械的事故 ^(注4) (注5)	
✓	5 その他不測かつ突発的な事故 ^(注6)	

※4の補償は、ご契約時に選択していただけます。

(注1) 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、破裂・爆発およびその際の延焼損害については、保険金のお支払いの対象となりません。

(注2) 風、雨、雪、雹、砂塵またはその他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災・雹災・雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた場合にすぎません。

(注3) 2の事故について、損害額が20万円に満たない場合は、保険金のお支払いの対象となりません。

(注4) 電気的事故とは、機械本体または構成部品に不測かつ突発的な外来の事故に起因せずに電気により生じた焦損、炭化、溶融、絶縁破壊などの物的な損害を伴う事故をいいます。

(注5) 機械的事故とは、機械本体または構成部品に不測かつ突発的な外来の事故に起因せずに生じた亀裂、折損、変形、剥がれ、焼付き、欠損、溶損などの物的な損害を伴う事故をいいます。

(注6) 盗難、騒擾、労働争議、破壊行為、航空機の墜落、車両の衝突、給排水設備の事故による水濡れ、破損または汚損などが該当します。

お支払いする損害保険金

●保険金額（ご契約金額）と保険価額^(注1)、自己負担額（免責金額）に応じて下記の算式により算出した額をお支払いします。

$$(\text{損害額}^{\text{(注2)}} - \text{自己負担額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額 (再調達価額)} \times 80\%}$$

※設備・什器等を保険の対象とされた場合、業務用通貨・業務用預貯金証書の盗難について、1回の事故につき1敷地内ごとにそれぞれ次の金額を限度にお支払いします。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

業務用通貨	業務用預貯金証書
30万円限度	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額を限度

(注1) **保険価額**とは、企業総合補償保険の場合は、再調達価額となります。**再調達価額**とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な額をいいます。

(注2) **損害額**は、再調達価額によって算出します。ただし修理可能な場合は、修理費用または再調達価額のいずれか低い額が限度となります。

※商品・製品等の場合は、仕入れ価額での保険金額の設定および損害保険金のお支払いとなります。

- ご注意**
- (1) お支払いする損害保険金は、損害額が限度となります。
 - (2) 類似の他の保険契約または共済契約等がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

保険の対象

- ビルディング総合“e”でお引受けができる保険の対象は下記のとおりです。
 - ・法人所有の「建物」、「屋外設備・装置」、「設備・什器等」、「商品・製品等」
 - ・事業目的のみに使用される個人所有の「建物」、「屋外設備・装置」、「設備・什器等」、「商品・製品等」（「建物」のお引受けが必須です。）
- 建物または屋外設備・装置に収容されている設備・什器等または商品・製品等の動産は、建物または屋外設備・装置とは別に保険の対象としてご契約いただかなければ損害を受けても保険金はお支払いできません。
- 建物または屋外設備・装置に収容されている設備・什器等または商品・製品等の動産を保険の対象としてご契約いただいた場合でも、保険証券記載の建物または屋外設備・装置の外にある間（消防または避難に必要な処置による場合を除きます。）は保険の対象に含まれず、保険金はお支払いできませんので、ご注意ください。

損害保険金のほかにお支払いする費用保険金

	臨時費用 被災時には、思わぬ出費があるものです。 1、2、4、5 の事故(5 のうち盗難の事故を除きます。)で、損害保険金を支払うことができる場合において、お支払いします。	損害保険金 × 30% (1事故1敷地内につき500万円が限度)
	残存物取片づけ費用 1、2、4、5 の事故(5 のうち盗難の事故を除きます。)で損害保険金が支払われる場合において、残存物を取片づけるのに実際にかかった費用をお支払いします。	実費 (損害保険金 × 10%が限度)
	損害防止費用 1 の事故の際の消火活動に使った消火剤の再調達費用など損害の発生または拡大の防止に役立った費用をお支払いします。 ※地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、破裂・爆発の損害防止費用はお支払いしません。	実費 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} \times 80\%$ (保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は保険価額)から 1 の事故で支払われる損害保険金の額を差し引いた額が限度)
	修理付帯費用 1 の事故で損害保険金が支払われる場合、保険の対象の復旧にあたり、損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。	実費 (1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額 × 30% または1,000万円のいずれか低い額が限度)
	失火見舞費用 1 の事故(1 のうち落雷を除きます。)で他人の所有物に損害を与えた場合(ただし、煙損害・臭気付着損害を除きます。)に、お見舞金等の費用をお支払いします。	被災世帯数 × 20万円 (1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額 × 20% が限度)
	地震火災費用 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、一定の要件(P①)の「保険金をお支払いする場合の概要」をご覧ください。)を満たす損害の状況に該当する場合にお支払いします。 ※地震保険に加入している場合は、地震保険金とは別にお支払いします。	保険金額 × 5% ただし、保険金額が保険価額を超える場合は、 保険価額 × 5% (1事故1敷地内につき、300万円が限度)
	法令変更対応費用 1～5 の事故で損害保険金が支払われる場合において、復旧にあたって法令等が変更されたために生じる追加費用をお支払いします。	実費 (1敷地内ごとに1,000万円が限度)



※補償の選択の内容によってはお支払いできない場合があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

環境に配慮した費用保険金をお支払いします!! (損害保険金をお支払いする場合にかぎります。)

エコ対策費用	保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象を復旧するにあたり、環境に資する製品 ^(注1) に買い換える追加費用など、損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。 (注1) エコマークの環境ラベルのついた製品などとなります。これら以外の製品につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。	実費 (1事故1敷地内につき1,000万円が限度)
屋上緑化費用	損害額の再調達価額に対する割合が50%以上であり、事故の日からその日を含めて2年以内に建て替えを行った場合、または屋上部分もしくは外壁に損害が生じた場合、エネルギー使用の合理化および自然環境への配慮のための措置として屋上などを緑化したときの必要かつ有益な費用をお支払いします。	実費 (1回の事故につき損害保険金の30%または2,000万円のいずれか低い額が限度)

屋上緑化には、このような効果があります。

ヒートアイランド現象^(注2)の緩和

紫外線の遮断による建物の長寿命化

断熱効果によるビルの省エネ効果

緑による大気の浄化(CO₂・NO_xの吸収・O₂の排出)

(注2) 都市部の気温が周辺部より高くなる現象をいいます。

さらに備える ～オプション補償～

ビルの使用形態に合わせてお選びいただける「オプション補償」で、オーナーさまのビルをしっかりお守りします。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

営業継続費用の補償

ビル建物の損害が生じた場合、仮復旧費用や仮店舗借用費用など営業を継続するための費用をお支払いします。

賃貸料の補償(賃貸料補償特約)

ビル建物の損害が生じた結果発生した賃貸料の損失に対し、ビル建物が復旧するまでの賃貸料収入を補償します。

建物の所有、使用、管理に伴う損害賠償責任の補償(建物賠償責任補償特約)

ビルの所有、使用、管理に起因する事故について、ビル所有者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害などを補償します。

ご 注 意 点

企業総合補償保険のあらまし

		保険金をお支払いする場合の概要	お支払いする保険金の概要						
企業総合補償保険	損害保険金	<p>ご契約時に選択した以下の事故についてお支払いします。</p> <p>①火災 ②破裂・爆発 ③落雷 ④風災・雹災・雪災^{(注1)(注2)(注3)} ⑤水災^(注4) ⑥電氣的事故または機械的故障 ⑦①から⑥以外の不測かつ突発的な事故</p> <p>(注1)風、雨、雪、雹、砂塵またはその他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災・雹災・雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた場合にかぎります。</p> <p>(注2)損害の額が20万円以上となった場合にかぎります。損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて一括して行います。(ご契約時にこれと異なる自己負担額(免責金額)を設定した場合を除きます。)</p> <p>(注3)損害保険金のお支払いにおいては、雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。</p> <p>(注4)水災危険限定補償特約をセットする場合のお支払方法についてはP5をご確認ください。なお、この特約をセットした場合、水災に対しては費用保険金のお支払いはありません。</p>	<p style="text-align: right;">保険金額</p> $(\text{損害額}^{\text{注1}} - \text{自己負担額(免責金額)}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ <p style="text-align: right;">(再調達価額、以下同様)^(注2)</p> <p>ただし、損害額または支払限度額が限度となります。 また、自己負担額はご契約時に設定いただきます。</p> <p>(注1)損害額は、再調達価額によって算出します。ただし修理可能な場合は、修理費用または再調達価額のいずれか低い額が限度となります。 (注2)損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、企業総合補償保険の場合は、再調達価額となります。 再調達価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な額をいいます。</p> <p>●設備・什器等が保険の対象の場合 業務用通貨・業務用預貯金証書の盗難のお支払限度額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fff9c4;">盗難にあったもの</th> <th style="background-color: #fff9c4;">1事故の限度額(1敷地内ごと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">業務用通貨</td> <td style="background-color: #fff9c4;">30万円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">業務用預貯金証書</td> <td style="background-color: #fff9c4;">300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table>	盗難にあったもの	1事故の限度額(1敷地内ごと)	業務用通貨	30万円	業務用預貯金証書	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額
	盗難にあったもの	1事故の限度額(1敷地内ごと)							
	業務用通貨	30万円							
	業務用預貯金証書	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額							
	費用保険金	<p>臨時費用 ①～⑦の事故により損害保険金を支払うことができる場合</p> <p>残存物取片づけ費用 ①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合</p> <p>損害防止費用 ①～③の事故の際に損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したとき</p> <p>修理付帯費用 ①～⑦のうち、補償の対象として選択した事故により保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり、損保ジャパン日本興亜の承認を得て必要かつ有益な費用を支出したとき</p> <p>失火見舞費用 保険の対象またはその収容建物から発生した①、②の事故により他人の所有物に損害(煙損害・臭気付着損害を除きます。)が生じたとき</p> <p>地震火災費用 地震、噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)により次のような火災が発生したとき (地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。) (1)保険の対象が建物である場合は、建物が半焼以上となったとき (2)保険の対象が動産である場合は、動産を収容する建物が半焼以上となったとき ※「半焼」とは建物の主要構造部の火災による損害の額が保険価額の20%以上となった場合、または焼失床面積がその建物の延べ床面積の20%以上となった場合をいいます。</p>	<p>損害保険金×30% (1事故1敷地内につき500万円が限度)</p> <p>残存物の取片づけをするのに実際にかかった費用 (損害保険金の10%が限度)</p> <p>実費 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ (保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は保険価額)から①～③の事故で支払われる損害保険金の額を差し引いた額が限度)</p> <p>損保ジャパン日本興亜の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用 (1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額の合計額の30%または5,000万円のいずれか低い額が限度)</p> <p>被災世帯数 × 20万円 (1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額の合計額の20%が限度)</p> <p>保険金額 × 5% ただし、保険金額 > 保険価額の場合は、保険価額 × 5% (1事故1敷地内につき 工場物件：2,000万円 工場物件以外：300万円が限度) ※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回の地震等とみなします。</p>						

		保険金をお支払いする場合の概要	お支払いする保険金の概要
企業総合補償保険 費用・利益補償条項		<p>(1)ご契約時に選択した以下の事故による損失に対して保険金をお支払いします。</p> <p>①火災 ②破裂・爆発 ③落雷 ④風災・雹災・雪災 ⑤水災 ⑥電氣的事故または機械的の事故 ⑦①から⑥以外の不測かつ突発的な事故</p> <p>(2)不測かつ突発的な事故に起因して保険の対象と配管または配線により接続している敷地外ユーティリティ設備^(注)が損害を受け、その機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱もしくは水道の供給または通信・電話の中継が中断または阻害されたこと。</p> <p>(注)次のア～オに該当する事業者の占有する電気、ガス、熱、水道または通信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線をいいます。ただし、日本国内に所在するものにかぎります。</p> <p>ア.電気事業法に定める電気事業者 イ.ガス事業法に定めるガス事業者 ウ.熱供給事業法に定める熱供給事業者 エ.電気通信事業法に定める電気通信事業者 オ.水道法に定める水道事業者および水道用水供給事業者 ならびに工業用水道事業法に定める工業用水道事業者</p>	<p>●喪失利益保険金</p> <p>事故が生じた結果、ご契約時に設定いただく^(注1)に営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益について、次の算式によって算出された額をお支払いします。</p> $\text{収益減少額}^{(注2)} \times \text{約定てん補率}^{(注3)} - \left(\text{支出を免れた経常費} \times \frac{\text{約定てん補率}^{(注3)}}{\text{利益率}^{(注4)}} \right)$ <p>(注1)保険金お支払いの対象となる期間であって、事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復旧した時または営業収益が復旧したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、12か月を限度とします。</p> <p>(注2)罹災後、営業収益が元通りに復旧するまでの期間中の売上高または生産高の減少額をいいます。</p> <p>(注3)収益減少額の一定割合を保険金としてお支払いします。この割合を約定てん補率といい、ご契約時にお決めいただきます。</p> <p>(注4)直近の会計年度(1年間)の $\frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$ をいいます。</p>
			<p>●収益減少防止費用保険金</p> <p>標準営業収益^(注)に相当する額の減少の発生および拡大を防止するためにてん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額について次の算式により得られた額をお支払いします。ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に約定てん補率を乗じた額を限度とします。</p> $\text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{約定てん補率}}{\text{利益率}}$ <p>(注) 事故発生直前12か月のうちてん補期間または復旧期間に相当する期間の営業収益をいいます。</p>
			<p>●営業継続費用保険金</p> <p>標準営業収益に相当する額の減少の発生および拡大を防止するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分^(注)をお支払いします。ただし、保険金額が限度となります。また、収益減少防止費用保険金または財物補償条項の修理付帯費用保険金をお支払いする場合、これらの額を差し引いた額を営業継続費用保険金としてお支払いします。</p> <p>(注) 同期間内に支出を免れた費用がある場合は、その額を差し引いた額とします。</p>

ご 注 意 点

ビルディング総合“e”プランのあらまし

		保険金をお支払いする場合の概要	お支払いする保険金の概要						
企業総合補償保険 財物補償条項 ビルディング総合“e”プラン	損害保険金	<p>ご契約時に選択した以下の事故についてお支払いします。</p> <p>①火災 ②破裂・爆発 ③落雷 ④風災・雹災・雪災^{(注1)(注2)(注3)} ⑤水災 ⑥建物付帯機械設備等の電気的事故または機械的事故 ⑦①から⑥以外の不測かつ突発的な事故</p> <p>(注1)風、雨、雪、雹、砂塵またはその他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災・雹災・雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた場合にかぎります。</p> <p>(注2)損害の額が20万円以上となった場合にかぎります。損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて一括して行います。</p> <p>(注3)雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。</p>	<p>保険金額</p> $(\text{損害額}^{(注1)} - \text{自己負担額(免責金額)}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} \times 80\%$ <p>(再調達価額、以下同様)^(注2)</p> <p>ただし、損害額が限度となります。 また、自己負担額はご契約時に設定いただきます。</p> <p>(注1)損害額は、再調達価額によって算出します。ただし修理可能な場合は、修理費用または再調達価額のいずれか低い額が限度となります。</p> <p>(注2)損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、企業総合補償保険の場合は、再調達価額となります。 再調達価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な額をいいます。</p> <p>●設備・什器等が保険の対象の場合 業務用通貨・業務用預貯金証書の盗難のお支払限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>盗難にあったもの</th> <th>1事故の限度額(1敷地内ごと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務用通貨</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>業務用預貯金証書</td> <td>300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table>	盗難にあったもの	1事故の限度額(1敷地内ごと)	業務用通貨	30万円	業務用預貯金証書	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額
	盗難にあったもの	1事故の限度額(1敷地内ごと)							
	業務用通貨	30万円							
	業務用預貯金証書	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額							
	費用保険金	<p>臨時費用 ①～④、⑥、⑦(⑦のうち盗難の事故を除きます。)の事故により損害保険金を支払うことができる場合</p> <p>残存物取片づけ費用 ①～④、⑥、⑦(⑦のうち盗難の事故を除きます。)の事故により損害保険金が支払われる場合</p> <p>損害防止費用 ①～③の事故の際に損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したとき</p> <p>修理付帯費用 ①～③の事故により損害保険金を支払うことができる場合において、その保険の対象の復旧にあたり、損保ジャパン日本興亜の承認を得て必要かつ有益な費用を支出したとき</p> <p>失火見舞費用 保険の対象またはその収容建物から発生した①、②の事故により他人の所有物に損害(煙損害・臭気付着損害を除きます。)が生じたとき</p> <p>地震火災費用 地震、噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)により次のような火災が発生したとき (地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。) (1)火災の対象が建物である場合は、建物が半焼以上となったとき (2)保険の対象が動産である場合は、動産を収容する建物が半焼以上となったとき ※「半焼」とは建物の主要構造部の火災による損害の額が保険価額の20%以上となった場合、または焼失床面積がその建物の延べ床面積の20%以上となった場合をいいます。</p> <p>エコ対策費用 ①～⑦の事故で損害保険金が支払われる場合において保険の対象の復旧にあたり、環境に資する製品*に買い換えるために要する必要かつ有益な追加費用を損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出したとき ※エコマークの環境ラベルの付いた製品などとなります。これら以外の製品につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。</p>	<p>損害保険金 × 30% (1事故1敷地内につき500万円が限度)</p> <p>残存物の取片づけをするのに実際にかかった費用 (損害保険金の10%が限度)</p> <p>実費 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} \times 80\%$ (保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は保険価額)から①～③の事故で支払われる損害保険金の額を差し引いた額が限度)</p> <p>損保ジャパン日本興亜の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用 (1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額の合計額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度)</p> <p>被災世帯数 × 20万円 (1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額の合計額の20%が限度)</p> <p>保険金額 × 5% ただし、保険金額 > 保険価額の場合は、保険価額 × 5% (1事故1敷地内につき300万円が限度) ※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回の地震等とみなします。</p> <p>実費 (1事故1敷地内につき1,000万円が限度)</p>						

		保険金をお支払いする場合の概要	お支払いする保険金の概要
企業総合補償保険 ビルディング総合"e"プラン	財物補償条項 費用保険金	法令変更対応費用 ①～⑦の事故で損害保険金が支払われる場合において保険の対象の復旧にあたり、建築基準法や消防法などの法令等が変更された場合に要する必要かつ有益な追加費用を損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出したとき	実費 (1事故1敷地内につき1,000万円が限度)
		屋上緑化費用 ①～⑦の事故で損害保険金が支払われる場合に、損害額の再調達価額に対する割合が50%以上であり、事故の日からその日を含めて2年以内に建て替えを行った場合または屋上部分もしくは外壁に損害が生じた場合において、エネルギー使用の合理化および自然環境への配慮のための措置として屋上などを緑化したとき	実費 (1事故1敷地内につき損害保険金の30%または2,000万円のいずれか低い額が限度)

保険金をお支払いできない主な場合 (共通)

次のような事由によって生じた損害または損失については保険金をお支払いしません。
(財物補償条項、費用・利益補償条項共通)

- ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)の故意、もしくは重大な過失または法令違反
- 戦争、内乱、暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失
- 核燃料物質に起因する事故

など

損害保険金④「風災・雹災・雪災」によって以下に掲げる物に生じた損害に対しては、損害保険金をお支払いしません。
(財物補償条項)

- 仮設の建物(年間の使用期間が3か月以下のものをいいます。)およびこれに収容される動産ならびにゴルフネット(ポールを含みません。)
- 建築中の屋外設備・装置
- 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置
- 海上に所在する建物およびこれに収容される動産ならびに設備・装置
- 屋外にある原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材
- 自動車(明記物件)

発生原因を問わず、損害保険金⑥「電気的事故・機械的事故」および⑦「①から⑥以外の不測かつ突発的な事故」によって生じた次のような損害に対しては、損害保険金をお支払いしません。
(財物補償条項)

- 差押え、没収等の公権力の行使により生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合は除きます。
- 保険の対象の置忘れ、紛失または廃棄によって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 万引きその他不法侵入によらない盗難損害。ただし、暴行または脅迫行為を伴う場合は除きます。
- 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害
- 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 楽器に生じた絃(ピアノ線を含みます。)のみの切断または打楽器の打皮のみの破損、音色・音質の変化の損害
- 電力の停止または異常な供給により、保険の対象のうち商品・製品等のみに生じた損害
- 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、ご契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥については除きます。
- 自然の消耗もしくは劣化、性質による蒸れ、腐敗、変色、さび、かびなどで生じた損害
- 加工または製造中の動産の加工または製造に起因して生じた損害
- 保険の対象に対する修理・清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 通貨、有価証券等の盗取によって生じた損害(設備・什器等が保険の対象である場合において損害保険金をお支払いするときを除きます。)
- 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、美術品等(明記物件)の盗取によって生じた損害
- 管球類に単独に生じた損害
- 冷凍・冷蔵物の温度変化による損害
- 保管場所の営業時間外において、金庫外に保管中の宝石・貴金属等について生じた盗難による損害

など

次のような事由によって生じた損失については保険金をお支払いしません。
(費用・利益補償条項)

- 保険の対象および敷地外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害による損害
- 敷地外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先

など

上記以外にも選択された補償、セットされる特約等により、保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご契約時にご確認いただきたいこと

① 建物の構造について、ご確認ください。

保険契約申込書に記載されている建物の構造については、特に次の点についてご注意のうえ、ご確認ください。

- ・木造建物であっても、耐火建築物、耐火構造建築物、準耐火建築物、特定避難時間倒壊等防止建築物、省令準耐火建物に該当する建物は、他の木造建物よりも割安な保険料となります。
- ・木造建物で外壁がコンクリート造（ALC造を含みます。）等の建物や土蔵造の建物は、継続前契約の有無等により、保険料が変わりますので、ご注意ください。

② 保険金額について、ご確認ください。

万が一、事故が発生した場合にお支払いする保険金は、ご契約時に設定した保険金額が限度となります。

ご注意 保険の対象の価額いっばいに設定しておかないと、事故の際、損害額に対して保険金が不足する場合があります。また、保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。



※ビルディング総合“e”プランの場合のお支払方法については、P①をご覧ください。

集団扱の場合

集団扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者（補償を受けられる方）がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

集団扱特約をセットできる場合	
保険契約者	集団およびその構成員（集団およびその構成員の役員または従業員を含みます。）
被保険者（補償を受けられる方）	①保険契約者、②その配偶者、③これらの同居の親族、④保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族、⑤保険契約者またはその配偶者の別居の非扶養親族（ただし、①～④までの方が保険の対象を共有または使用している場合にかぎります。）なお、集団およびその構成員の役員・従業員も被保険者とすることができま

※プランケット契約、マルチロケーション契約については、集団扱契約としてご契約いただけません。

ご契約後の契約内容の変更などのご通知

ご契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、遅滞なく、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。特に、以下の①から⑦までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

①建物の構造用途の変更		②保険の対象の移転		③住居部分がなくなった	
④建物の建築年月の変更(地震保険の建築年割引を適用した場合のみ)		⑤建物内の職作業作業規模の変更		⑥面積の変更 ⑦割増引の変更(地震保険の割引、公有物件等割引、消火設備割引を適用した場合)	
⑧保険の対象の譲渡		保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、譲渡の事実が発生したときにご契約は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。			
⑨ご契約者の住所・通知先変更		保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなりますので、ご注意ください。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、ご連絡ください。			
⑩上記以外の変更	上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。				

●ご通知をいただいた後のご契約の取扱い

上記のご連絡をいただく場合において、以下のア.またはイ.のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。

- ア. 日本国外に保険の対象が移転したとき イ. 住居部分がなくなったとき（地震保険をセットしている場合のみ）

ご注意 告知等変更特約のセットされたご契約においては、上記の通知事項以外にもご通知いただく事項があるなど、一部取扱いが異なります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

特にご注意いただきたいこと

I 契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約をセットした場合を除いて、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。

④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

ご契約者と被保険者が異なる保険契約を締結される場合は、ご契約者がその旨を必ず保険契約申込書に明記してください。

⑥ 特約等の補償の重複について

次表の特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン日本興亜以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。^(注)

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
借家人賠償責任特約、借家人賠償責任総合補償追加特約(賠償責任補償条項)	個人用火災総合保険(家財のご契約)の借家人賠償責任条項 など
借家人賠償責任総合補償追加特約(修理費用補償条項)	個人用火災総合保険(家財のご契約)の修理費用条項 など

II 契約締結後における注意事項

① 通知義務等

(1) P16「ご契約後の契約内容の変更などのご通知」をご確認ください。

(2) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料を上回らなかったときを除きます。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

③ 重大事由による解除等

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

(1) 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた、または生じさせようとした場合

(2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行った、または行おうとした場合

(3) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に損保ジャパン日本興亜のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

III 万一事故にあわれたら

① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

ただちに ご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【インターネットでの事故のご連絡】

<http://www.sjnk.co.jp/covenanter/acontact/>

損保ジャパン日本興亜 火災事故

検索



【窓口:事故サポートセンター】

【受付時間】24時間 365日

0120-727-110

●おかけ間違いにご注意ください。

Ⅲ 万一事故にあわれたら(続き)

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約」をご確認のうえ、損保ジャパン日本興亜が求める書類をご提出ください。
(注)事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

③ 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

④ 示談交渉について

この保険では、損保ジャパン日本興亜が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながら被保険者ご自身でおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

Ⅳ その他ご注意いただきたいこと

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

商品についてのお問い合わせ

【パソコン・スマートフォンから】

<http://www.sjnk.co.jp/contact/>



損保ジャパン日本興亜 お問い合わせ

検索

【カスタマーセンター】

【受付時間】平日:午前9時～午後8時

土・日・祝日:午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

0120-888-089

●おかけ間違いにご注意ください。



(注1)お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

(注2)パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】



0570-022808

通話料
有料

●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日:午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<http://www.sonpo.or.jp/>)

★企業総合補償保険は、火災保険普通保険約款(一般物件用)に企業総合補償特約およびオプション特約をセットした火災保険の商品名です。

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約条項」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

Tel:03-3349-3111

〈公式ウェブサイト〉<http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先